

平成31年3月14日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官
平成26年(行ウ)第80号 行政文書不開示処分取消請求事件
口頭弁論終結日 平成30年9月6日

判 決

東京都八王子市明神町4-7-14 八王子ONビル8F

八王子合同法律事務所

原 告 松 尾 文 彦

同訴訟代理人弁護士 別紙1代理人目録記載1のとおり

同訴訟復代理人弁護士 別紙1代理人目録記載2のとおり

東京都千代田区霞が関1丁目1番1号

被 告 国

同代表者法務大臣 山 下 貴 司

処 分 行 政 庁 消 費 者 庁 長 官

岡 村 和 美

指 定 代 理 人 別紙1代理人目録記載3のとおり

主 文

- 1 消費者庁長官が平成25年8月8日付けで原告に対してした消取引第609号決定(ただし,平成26年9月26日付け消取引第657号決定により一部変更された後のもの)のうち,別紙6開示判断部分一覧記載1の「文書番号」欄記載の各文書について,「開示判断部分」欄記載の各部分を不開示とした部分を取り消す。
- 2 消費者庁長官が平成25年8月8日付けで原告に対してした消取引第610号決定(ただし,平成26年9月26日付け消取引第658号決定,平成28年3月15日付け消取引第1068号決定及び平成30年5月29日付け消取引第165号決定により一部変更された後のもの)のうち,別紙6開示判断部分一覧記載2の「文書番号欄」記載の各文書について,

「開示判断部分」欄記載の各部分を不開示とした部分を取り消す。

- 3 消費者庁長官が平成25年8月19日付けで原告に対してした消表対第364号決定のうち、別紙6開示判断部分一覧記載3の「文書番号」欄記載の各文書について、「開示判断部分」欄記載の各部分を不開示とした部分を取り消す。
- 4 原告のその余の請求をいずれも棄却する。
- 5 訴訟費用は、これを5分し、その3を原告の負担とし、その余を被告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

- 1 消費者庁長官が平成25年8月8日付けでした消取引第609号決定（ただし、平成26年9月26日付け消取引第657号決定により一部変更された後のもの）のうち、別紙3-1目次記載の各文書（別紙6記載1の「文書番号」欄記載の各文書と同じ。）について、各文書に係る「2 不開示部分（法5条該当各号）」欄記載のとおり不開示とした部分（ただし、「3 除外部分」欄記載の部分を除く。）を取り消す。
- 2 消費者庁長官が平成25年8月8日付けでした消取引第610号決定（ただし、平成26年9月26日付け消取引第658号決定、平成28年3月15日付け消取引第1068号決定及び平成30年5月29日付け消取引第165号決定により一部変更された後のもの）のうち、別紙3-2目次記載の各文書（別紙6記載2の「文書番号」欄記載の各文書と同じ。）について、各文書に係る「2 不開示部分（法5条該当各号）」欄記載のとおり不開示とした部分（ただし、「3 除外部分」欄記載の部分を除く。）を取り消す。
- 3 消費者庁長官が平成25年8月19日付けでした消表対第364号決定のうち、別紙3-3目次記載の各文書（別紙6記載3の「文書番号」欄記載の